

平成18年度 介護保険料について

介護保険料の保険料の区分は、本人や世帯の市民税の課税状況などによって決定され、平成17年度までは第1号被保険者（65歳以上の方）で合計所得金額が125万円以下の方は非課税となっていましたが、平成17年度の税制改正により非課税措置が廃止されました。

非課税措置の廃止で今年度の介護保険料が上がる方については、保険料の急激な上昇をさけるため、平成18年度と平成19年度の2年間に限り保険料が緩和されます。（平成17年1月1日現在で65歳以上の方）

平成18年度の保険料は次の表のとおりです。

介護保険料区分と各段階の保険料	区分	条件	計算式	年額保険料
	第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で住民税非課税者	基準額×0.5	18,060円
	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入+合計所得金額が80万円以下の方		
	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	27,090円
	第4段階	本人は住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる方	基準額	36,120円
	税制改正による 減額1	第1段階からの激変緩和措置者	基準額×0.66	23,839円
	減額2	第2段階からの激変緩和措置者		
	減額3	第3段階からの激変緩和措置者	基準額×0.83	29,979円
	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	45,150円
	税制改正による 減額1	第1段階からの激変緩和措置者	基準額×0.75	27,090円
	減額2	第2段階からの激変緩和措置者		
	減額3	第3段階からの激変緩和措置者	基準額×0.91	32,869円
	減額4	第4段階からの激変緩和措置者	基準額×1.08	39,009円
	第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	54,180円

遺族年金・障害年金からの介護保険料特別徴収(天引き)について

第1号被保険者（65歳以上）の方の毎月の手続きの負担軽減や納め忘れの防止のため、介護保険料を天引きする年金の種類が増えることになりました。新たに対象となるのは、遺族年金と障害年金です。

これまで遺族年金および障害年金の受給者のみなさまには、個別にいなべ市の窓口や指定金融機関で納付または、銀行預金等から口座振替の手続きを行っていただき、介護保険料を納めていただいていましたが（普通徴収）、平成18年10月からは介護保険料を年金から天引きさせていただくことになります。（特別徴収 ※ただし年額18万円以上受給される見込み等の要件を満たす方が対象です。）

なお、今までどおり、介護保険料の算定の際に遺族年金および障害年金の受給額は所得に含まれません。

問い合わせ先 大安庁舎 長寿介護課 ☎78-3518 FAX78-1114